

一般社団法人 阿賀町観光協会 職員 募集要項

一般社団法人 阿賀町観光協会（以下「本会」という。）では、阿賀町への観光振興、地域振興を目的として、観光客の集客向上を担っていただくため、観光客誘致や企画業務など本協会事業全般に従事する職員（正規職員）を次のとおり募集します。

- 1 募集職種 （一社）阿賀町観光協会 職員
- 2 採用人数 1名
- 3 業務内容 阿賀町の観光・産業振興、まちづくりを推進する総合的な業務
 - 観光振興事業の企画・立案に関する業務
 - 観光関係団体等との連絡調整に関する業務
 - 観光情報の提供、誘致・案内に関する業務
 - 総務・出納に関する業務
 - 指定管理施設(狐の嫁入り屋敷)の運営に関する業務
 - その他、観光協会の目的達成に必要な事業等
- 4 求める人材 当会が観光関連事業を推進していくために、地元愛をもって本町の観光振興に意欲的で、観光産業事業者や地域住民等といった多種多様な皆様方との関りの中で、様々な立場での観光事業の仕方を新しいアイデアを出し合いながら、進めていきたいと思ひ、新しい課題に直面しても解決策を模索し、他職員と協働して課題解決に取り組める方。また、行政関係者、観光産業事業者、地域団体者等の様々な業種の方との関わりの多い組織であるため、相手の立場に立って折衝・調整ができる方。土日祝日、GW、繁忙期、紅葉シーズン、年末年始に積極的に勤務できる方。当協会の事務及び業務や役割などのマネジメントを適切に執行できる人材を求めています。
- 5 応募資格
 - ① 高等学校卒業以上
 - ② 健康な方で年齢、性別は問いません。
 - ② 阿賀町の観光振興に熱意を持っている方
 - ③ PCスキル：Windows Office（Word・Excel・PowerPoint・mail）を使った事務処理や資料作成等ができる方
 - ④ 普通自動車普通自動車第一種運転免許（AT限定可）を取得しており、普通自動車が運転できる方
 - ⑤ 勤務地に通勤可能な方
 - ※観光業務経験者、民間での業務経験があり企画・開発・営業など基本的な仕事の仕方や組織での働き方が分かっている方は優遇
 - ⑥ 欠格事項：次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ◆ 日本国籍を有しない方
 - ◆ 成年被後見人または非保佐人（準禁治産者を含む）
 - ◆ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ◆ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ◆ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

- 6 勤務場所 阿賀町観光協会事務局(狐の嫁入り屋敷内)
東蒲原郡阿賀町津川3501番地1
- 7 勤務時間 8時30分から17時まで(うち1時間は休憩時間)
※ ただし、変則勤務あり。事業によっては上記の時間以外に勤務していただくことがあります。
- 8 休日 1週間のうち2日(土曜、日曜日、祝日以外の1日)
※ 土日祝日に開催するイベント等に従事して頂くことがあります(振替あり)
- 9 給与 ① 月額200,000円～(予定)
② 通勤手当支給(本会の規定の範囲内)
- 10 保険 社会保険, 労働保険加入
- 11 雇用期間
- 12 その他 職員と同様に、守秘義務(職務上知り得た秘密を守る義務)などの規定が適用されます
- 13 応募方法
(1) 応募期間 随時
① 必要書類をそろえて、持参又は郵送してください。
- (2) 提出書類 ① 履歴書(最近3カ月以内の写真貼付)※市販A4サイズ
- (3) 応募先 〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川3501番地1 狐の嫁入り屋敷内
(書類送付先) 一般社団法人 阿賀町観光協会
- 14 選考
(1) 選考方法 ① 一次選考 書類選考
② 二次選考 個別面接(15分程度) * 予定
- (2) 選考日程 ① 受付期間終了後、書類選考により一次選考を行います。
○一次選考結果は応募者全員に文書で通知し、一次試験通過者のみに二次選考の案内をします。
② 面接により二次試験を行います。
○面接日時及び可否の結果は、文書で個別に通知します。
- 15 採用予定日 二次選考後
- 16 問い合わせ (一社) 阿賀町観光協会 担当: 大堀・高野
Tel0254-92-0220 fax0254-92-0211